



説明会だより



令和元年11月26日(火)
奈良市 子ども政策課

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。富雄保育園及び富雄第三幼稚園の再編については、令和元年9月3日(火)に富雄保育園及び富雄第三幼稚園(富雄第三幼稚園未就園児(ばふ)保護者については9月24日に実施)において保護者説明会を開催し、今後の取組みをお伝えしたところです。

つきましては、両園保護者説明会において、いただいたご質問と奈良市の考え方についてお知らせします。

今後も、節目節目にお知らせの配布等を行い、進捗についてお知らせして参りますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 当日の主な説明内容について



(1) 富雄保育園及び富雄第三幼稚園の再編方針について

- ・富雄保育園については令和3年4月に民間移管します。その後、新たに確保した施設整備用地で施設整備を行い令和4年4月に公私連携幼保連携型認定こども園に移行します。
- ・富雄第三幼稚園については、民間移管後の富雄保育園と施設統合します。

(2) 今後の取組み予定について

- ・富雄保育園及び富雄第三幼稚園の保護者代表者の方々にご参加いただき、奈良市幼保施設運営事業者選定委員会(以下、選定委員会)において、移管先法人の募集要項の策定に係る審議を行います。
- ・選定委員会によって、移管先法人を選定し、保護者説明会等を通じて法人のご紹介をさせていただき、保護者・奈良市・法人の三者で構成する三者協議会によって、引継保育等の状況報告や、今後の課題についての協議を行います。
- ・富雄保育園及び富雄第三幼稚園の移管前には、法人による引継・共同保育等を通じて、園運営のノウハウを引継ぐと共に、園児への環境の変化の影響を最小限に留めるための取組を行います。
- ・移管先法人によって設置・運営される公私連携幼保連携型認定こども園では、新たなサービスとして、1号認定子どもには3年保育や給食の提供、2号認定子どもには保護者の就労等の状況に左右されず在園を継続できる環境が提供されます。

(3) 保護者アンケートについて

- ・法人に保護者の声をお届けする手段として、保護者アンケートを実施しました。
- ・ご回答いただいたアンケートについては、募集要項の参考資料として公開予定です。

2. 主な質疑応答と市の考え方について



再編の方針に関すること



Q1	当初は富雄保育園の現地建替えを行うという説明を受けましたが、なぜ新たに土地買収し、施設整備を行うという方針となったのですか。
A1	平成31年3月及び令和元年5月の保護者説明会において、富雄保育園の現地建替えによる公私連携幼保連携型認定こども園開園案について、保護者の皆様にお伝えしたところですが、その後も検討を重ねた結果、より円滑に施設整備を行う方法として、法人が確保した用地に新園舎を建設することと方針を決定することになりました。
Q2	民間移管にはどのようなメリットがあるのですか。
A2	富雄保育園及び富雄第三幼稚園が民間移管により公私連携幼保連携型認定こども園に移行するメリットとしては、給食や3年保育の提供のほか、開園時間のさらなる延長など、民間事業者ならではの園運営の機動力の高さによるサービスアップが挙げられます。

Q3	富雄第三幼稚園ではなぜ3年保育を実施せずに施設統合するのですか。
A3	今後より一層少子化が進行することが予想される中、本地域において富雄保育園と富雄第三幼稚園の2園を充足することは非常に難しいと考えており、それぞれの施設を運営していくよりも、新たに開園する公私連携幼保連携型認定こども園に両園の機能を集約することで、待機児童解消や適切な集団規模での教育・保育を実現し、地域の中心的な幼保施設としてよりよいサービスを提供していきたいと考えています。

Q4	令和3年度の富雄保育園の民間移管と同時に富雄第三幼稚園も施設統合することはできませんか。
A4	富雄保育園には保育スペースや給食の生産可能食数などをはじめとした施設面において、富雄第三幼稚園の在園児及び将来の入園希望者を新たに受け入れるだけの余裕がないため、施設整備は必須であると考えており、富雄第三幼稚園については、公私連携幼保連携型認定こども園の園舎完成後に施設統合を行うこととしています。

Q5	スケジュールどおりに法人を決定できなければどうなりますか。
A5	公募したものの法人から手が挙がらなかった場合や、厳正な審査の結果いずれの応募法人も選定されなかった場合などには、過去の事例から再公募を行う等の対応が考えられますが、その場合には移管目標年度に間に合わない可能性があります。

Q6	富雄第三幼稚園の統合時期を早めることはできますか。
A6	富雄第三幼稚園の統合時期については、現状令和4年度末まで運営として公表していますが、今後も引き続き保護者の皆様と対話を行い、最も適切な時期について検討していきたいと考えています。

Q7	施設統合前に富雄第三幼稚園の園児募集の結果、新入園児が1人や2人となってしまった場合には、どのようになりますか。
A7	入園希望者がいる限りは運営を継続することとしていますが、過去には、園児募集の結果、翌年度の在園児数が0人となったため休園となった事例もあります。

園運営に関すること



Q8	公私連携幼保連携型認定こども園の定員はどのようにして決定されるのですか。
A8	公私連携幼保連携型認定こども園の利用定員については、奈良市が本地域のニーズを加味して定員の基本を募集要項内で示し、そのうえで、施設運営方針や保護者アンケートでの意見などを総合的に考慮し、法人が移管後の定員を提案することになります。定員案については選定委員会で審査され、法人指定の際に奈良市が承認することで決定します。

Q9	公私連携幼保連携型認定こども園では1号認定と2・3号認定の利用定員は別々に設定されるのですか。
A9	1号認定と2・3号認定は別々に設定されます。なお、1号認定については、主に地域の子どもの受け皿となることを想定しており、富雄第三小学校区の子どもについては優先的に入園できることとなる予定です。

Q10	公私連携幼保連携型認定こども園に1号認定として入園を希望する場合、1号認定の一斉募集における、私立幼稚園等からの転園の場合にも富雄第三小学校区在住であれば優先されますか。
A10	A9の考え方にに基づき、富雄第三小学校区の子どもについては優先的に入園できることとなる予定です。

Q11	民間移管後にも支援が必要な子どもに加配はありますか。
A11	支援が必要な子ども等に関することについては、法人募集の条件として「障がい児等特別な支援を要する園児数、程度に応じて職員を加配すること」とする予定です。移管後における園運営においても、富雄保育園及び富雄第三幼稚園がこれまで行ってきた対応を引き続き行うことを基本としています。

Q12	令和3年度に富雄保育園は公私連携型保育所として民間移管されますが、移管後の園行事が富雄第三幼稚園の園行事と重なった場合にはどのように対応していただけますか。
A12	再編対象園同士の園行事等のすり合わせについては、民間移管を伴う統合再編に限らず、奈良市がこれまで行ってきた市立幼保施設の再編においても必要となる作業です。市立園での統合再編においては、園行事等のすり合わせについては、両園の協議によって決定することとしており、本件についても同様の対応が考えられます。なお、市立こども園の中には、より多くの保護者が参加できるように参観等の園行事を土曜日に実施している園もあります。

Q13	先生の雇用主は移管先法人に変わるのですか。
A13	正規職員については、移管後は人事異動で他の市立園で勤務することになりますが、非正規職員について、移管後も引き続き就労を希望する場合は、法人に積極的な採用をお願いしたいと考えており、法人から提示された雇用条件に合意いただけた場合には、法人職員として引き続き移管後の園で勤務していただくこととなります。あわせて、法人選定に係る審査の中で、雇用に関する考え方等について確認させていただく予定です。

Q14	公私連携幼保連携型認定こども園が令和4年度に開園するにあたり、令和3年度にプレ保育や未就園児クラスという、新3歳児が入園前に施設の雰囲気等に問題なくなじめるような制度はありますか。
A14	法人によっては、そのような取組をされている場合もありますが、本件については令和3年度中に公私連携幼保連携型認定こども園の園舎建設を完了する必要があり、園舎が完成するまでは、富雄保育園舎及び富雄第三幼稚園舎での活動が中心となると考えています。

施設整備に関すること



Q15	公私連携幼保連携型認定こども園を建設・設置するための用地は決定していますか。
A15	施設整備用地については現時点で決定していません。なお、公私連携幼保連携型認定こども園を設置する用地の所在地については、本公募が富雄保育園及び富雄第三幼稚園の統合再編に係るものであることから、両園の周辺が好ましいと考えています。

Q16	土地の確保にあたり何らかの補助制度があるのですか。
A16	用地確保に伴う補助については、ありません。なお、法人による園舎の新築工事に対しては、国や奈良県から示されている補助制度を活用し、補助を行う予定です。

Q17	施設整備用地の面積について、下限は定めるのですか。
A17	用地の面積については、下限を定める予定はありませんが、審査にあたっては敷地の形状や面積等を踏まえ、より好ましい敷地の利用計画にあわせて、より優良な法人の選定に努めたいと考えています。なお、新たに設置する公私連携幼保連携型認定こども園については、現在の富雄保育園の園庭と同等又はそれ以上の園庭面積を備える施設であることが望ましいと考えております。

その他



Q18	富雄保育園と富雄第三幼稚園の保護者アンケート結果は両園に共有していただけるのですか。
A18	ご提出いただいたアンケート結果については、募集要項の参考資料として公表予定です。募集要項の公表時には改めてお知らせをいたしますので、その際にご覧いただけますようお願いいたします。
Q19	審査の状況や、法人選定の進捗について保護者に報告していただけますか。
A19	審査については、原則非公開ですが、お伝えできることについては情報提供をさせていただきます。
Q20	民間移管後の園運営に疑問を感じた時には、奈良市に相談すればよいのですか。
A20	奈良市に直接ご相談いただく他にも、三者協議会を通じて疑問を解決することができると考えています。法人選定後に保護者・奈良市・法人による協議の場として三者協議会を設置し、移管後の園運営に関する事項等について協議を行っていく予定ですので、運営に関する疑問等については、三者協議会において協議することとしています。
Q21	民間移管後の跡地活用について、どのように考えていますか。
A21	どのような利活用を行うことができるのか、引き続き検討していきたいと考えています。

[お問合せ]

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階)
(担当) 山本 ・ 北村 ・ 西尾

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/00000000000000/1366066836305/index.html>

